

金額ヲ支拂ヒ共ニ三ラ取得スヘ

東洋株

固面又ニテ社方業ニ付是ヒテ廉價ハ十一年、持立ハ一期以降、日本支拂
修補スヘシ若シ乙於ニテ率ハカキ八年、乙費用ヲ修補シ若シノ第ニ者、
ニシテシカバト得シ前項、現立、第十七条第ニ条、乙清部合ニ付シ三、草十

用入

東洋株 第一人條第二款、遼瀋料荷者、東一賣用八年、持立ハ一期自左ニ納付スヘ
若シニテ納付名號年、年、月、日、金ヨリ之ラ引去リ尚不至スルナキ、准徵ニ

東洋株 期向、保在期向、引後、廿六日トス

第十九条

東一賣用八年、貯相トス

ニカニ送八年、貯相トス

加契約、証トシテ东訟書ニ通ヨリ作、年各一回、保第ス

昭和四年九月貳拾四

東京市西三丁目内草

東洋鉄道礦業株式会社

代表取締役社長井戸久治(印)

請負者 岩松工業(株)會社

代理人

志岐 信太(印)

人(印)

四

東北鉄道鉱業株式会社、小島谷門、同鉄道敷設二重、日本二十一年九月
廿二日付金、深迎幸澤吉ニシト会社、請負継続、處内葛巻門内、部今竹
更ニ於謙ニ推第係、会資金伍億圓起、機器セシム付、於謙ニト東北鉄道
鉱業株式会社、同口也記各条件、協定シテ就ニテアリ促進スル事無、但定シ
一、陸河蛇、水、萬呂門、同諸支票、利潤、機器、運送等、請實ハシ
二、付其、説解ノリ、於謙ニシテ、洋亡レ、其莫ハニ付支任負、促進同蛇
小島谷為、卷石、工事ニ需ニシテ、金一百圓、於謙ニト会社、付給、協ニ佈
之ヲ施付スルシトス

二、会資会社、金、運、証ト、東北鉄道鉱業株式会社取締役社長井戸不以合
希賀照和四年三月二十日付、葛巻門内、同上、請負契約、東蒙書、未然、付、
社、於、之、承認、及、トス

三、会資会社、金、運、証ト、東北鉄道鉱業株式会社取締役社長井戸不以合
此般、其、金佈ニ付、產物、減額、金、運、証ト、單價以不、仰下、其、差額、於謙ニ
之ヲ支拂、未然、付、黑雲、付、会社、付、請、取、及、付、得、証、及、

四

五、会社、為、代、金、付、支、拂、未、然、其、支、拂、金、額、付、手、付、元、成、後、会、社、三、